

## 浜松市都市整備部公共事業評価審査会設置要領

### 第1 目的

浜松市都市整備部が所管する公共事業の事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価するための評価手法等を決めるため、浜松市公共事業再評価実施要綱第4第1項、浜松市公共事業事後評価実施要綱第4第1項により浜松市都市整備部公共事業評価審査会（以下「部審査会」という。）を設置する。

### 第2 部審査会の組織

部審査会は、以下に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は、浜松市都市整備部長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、浜松市都市整備部花みどり担当部長をもって充てる。
- (3) 委員は、浜松市都市計画課長、市街地整備課長及び公園課長とする。
- (4) その他に、当該年度に公共事業評価の対象事業が存する課等の所属長を、必要に応じ、委員に充てることができる。

### 第3 会議の開催

- 1 会議の開催は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 部審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### 第4 会議の庶務

会議の庶務は、浜松市都市計画課において処理する。

### 第5 その他

必要に応じ学識経験者などの出席を求めることができるものとする。

### 第6 施行期日

本要領は、平成11年12月3日から施行する。

附則

本要領は、平成17年7月1日から施行する。

附則

本要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成23年7月1日から施行する。